

2014年11月15日

⑰提出済み要望書

内閣総理大臣 安倍 晋三 様
防衛大臣 江渡 聡徳 様

国際婦人年連絡会

世話人 山口みつ子
實生 律子
紙谷 雅子

「集団的自衛権行使容認」閣議決定の撤回
および

「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」再改定に反対する要望書

日米両政府は10月8日、自衛隊と米軍の役割分担を定めた「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」の再改定に向けた中間報告をまとめ、今後、米国との協議を経て、年内の最終報告を目指していると報じられています。

「中間報告」では、多くの国民の反対にもかかわらず集団的自衛権行使容認を決めた閣議決定を背景に、日米による防衛協力の範囲を地理的にも機能的にも世界規模に拡大させる内容となっています。このように日米協力の範囲を広げることは、米国の要請があれば際限なく自衛隊の活動を広げることへとつながっていく懸念があります。

現行の「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」には、「平時」「周辺事態」「日本有事」と三分野の事態に応じて協力事項が定められ、「周辺事態法」「有事関連諸法」「テロ対策特別措置法（時限立法）」等により、自衛隊の海外派兵には、一定の歯止めがかけられていました。

しかし中間報告では現行の3区分を削除し、「自衛隊と米軍が世界規模で防衛協力」と明記し、集団的自衛権行使を前提としています。

私ども国際婦人年連絡会は「平和憲法堅持」の立場から、憲法違反である「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を認めることはできず、「反対」の意志を表明し続けてきました。

その「集団的自衛権行使」に関連する諸法案の審議が国会で一度もされないまま、「行使」を前提とする「ガイドライン」の再改定を認めることはできません。よって、ここに下記のことを強く求めます。

記

1. 「集団的自衛権行使容認」の閣議決定を撤回すること
1. 「日米防衛協力のための指針（ガイドライン）」再改定の「中間報告」を白紙撤回すること